## 特記仕様書

- 1 工 事 名 太宰府小学校教室棟増築工事(建築)
- 2 工事場所 太宰府市連歌屋1丁目2-1
- 3 配布図書 特記仕様書、設計図、参考数量表
- 4 工事概要 建築工事一式

## 5 特記事項等

- (1) 工事箇所には工事看板を置き、施工に際しては、関係法令を遵守のうえ、安全及び工事公 害等には十分注意するとともに、学校運営に支障がないよう努めながらバリケード等で工 事範囲を明確に区別し、学校及び近隣住民に対して公害とならないよう配慮すること。ま た、近隣住民へのお知らせとして、チラシ等を監督員が指定する範囲に配布すること。
- (2) 工事は事前に全体工程表、総合施工計画書、各種施工計画書及び材料承認願いを作成し、 監督員、監理者及び学校へ説明し承認を受けて工事を進めること。特に騒音、振動、 臭気のある施工内容は、事前に学校と協議のうえ工事を始めること。
- (3) 搬出入車両について、歩行者と動線が交差する場所では、最徐行を徹底すること。なお、 搬出入車両や工事関係者の通勤車両に関しては、指示のあるルートを通行し、入退場時間 においても協議の上決められた時間帯を厳守し、児童や一般通行者等に対する安全対策を 十分に行うこと。
- (4) 工事着手前に設計図書の精査を行うこと。また、事前調査を行い、既設図面と相違する箇所や疑義事項等があれば直ちに監督員及び監理者と協議をすること。事前調査不足で施工後に誤りが確認できた場合は請負業者負担で手直しすること。
- (5) 工事箇所では日常点検を徹底し、飛散防止対策等を実施し、学校運営に支障がないよう十分に配慮して工事を進めること。
- (6) 工事着工前に写真等により周辺施設の現状調査を行うこと。また、工事期間中は既存建築物の被害及び道路等の周辺環境の破損防止に努めること。工事期間中に周辺施設に損害等を与えた場合は、監督員、監理者及び学校と協議のうえ、速やかに原形復旧をすること。また、事前調査において、監督員、監理者及び学校の立ち合いを求めること。その際、必要となる工事についても原則として対応することとし、費用等については、監督員との別途協議による。
- (7) 工事期間中は、別途工事業者と請負業者同士連携を図り、協力して工事を進めること。 安全対策についても請負業者同士連携を図ること。周辺からの苦情等に対しては誠意を

持って対応し、その都度、または内容により定例工程会議にて監督員に報告すること。

- (8) 工事現場において、定例工程会議を行う。日時は監督員の指示によることとし、準備資料は以下のとおりとする。
  - ☑ 定例会議次第
  - ☑ 定例会議出席者名簿
  - ☑ (前回の) 定例会議議事録
  - ☑ 週間工程表(3週工程)
  - ☑ 工事報告書(前月分)※月始めのみ
  - ☑ 官公署届出一覧表·質疑回答書※適宜
  - ☑ その他監督員が指示するもの
  - ※協議内容及び指示事項等については、口頭・電話等の分も含めて作成すること。
- (9) 設計時に想定できなかった理由等による変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ設計 変更を行う。施工上の納まり等軽微な変更は原則として請負金額の変更は行わない。設 計変更がある場合は、変更箇所一覧表及び朱書き図面を提出すること。
- (10) 工事着工時に設計図、及び完了時には竣工図を作成し、検査用図面、2つ折り製本図(部数・大きさは指示)を提出すること。竣工書類として、工事写真、承認図、施工図、保証書等を併せて提出すること。工事写真は、別冊とし、工事部位別に着工前と完成写真を並列して貼りつけ、その後に工事施工中を入れて整理する。また、分かり易いようにインデックス等を付け説明事項も記入すること。なお、主な工種及び主な施工状況をまとめたダイジェスト版を別途提出すること。
  - ☑ 設計図 (A3 製本図 1 部) ※工事着手前
  - ☑ 竣工図(A3 製本図指定部数)
  - ☑ 施工図
  - ☑ 承認図
  - ☑ 検査用図面(A3図面1部)
  - ☑ 工事写真(別冊とする)
  - ☑ 工事写真ダイジェスト版 (10~20ページ)
  - ※竣工図面及び写真については、監督員が指定する電子媒体にて電子データでも納品する こと。
- (11) 工事上必要な所管公署、その他の手続は遅延なく行い、諸申請等に係わる費用は全て請負業者の負担とする。
- (12) 工事施工箇所は、請負業者の全責任にて防犯・防火等の管理を行うこと。
- (13) 設計図面と参考数量表とが相違しているなど疑義事項がある場合は、入札質疑にて事前に質疑すること。契約後の異議については原則として認めない。
- (14) 休日や夜間に作業する場合は、監督員、監理者及び学校と協議のうえ実施すること。
- (15) 産業廃棄物は分別収集処理を行い、工事前に建設副産物処理計画書、工事完了後に建設

副産物処理報告書を提出すること。また、塗料・接着剤においては VOC 対策をとること。

- (16) 主に当該現場付近に発生した(発生する可能性が高い場合も含む)豪雨等の災害に伴う 当該現場での二次災害を最小限にするため、社員が駆けつけられるよう体制を整えること。
- (17) 備品等で工事に影響の出る範囲のものに関しては、原則として、請負者で学校指定場所 に移動するものとする。
- (18) 工事実施日は交通誘導員を常時配置すること。